

大阪来てな！キャンペーン並びに（仮称）大阪ウィークでのイベントの実施に係る企画・運営等業務委託企画提案公募要領

大阪来てなキャンペーン実行委員会（構成団体：大阪府・大阪市・公益財団法人大阪観光局）（以下「実行委員会」という。）では、国内外の多くの来阪者が大阪・関西万博（以下「万博」という。）会場とともに府内周遊を楽しめるよう、多様な主体と連携しながら、府市一体となって、大阪の観光資源の強みを活かした集客・周遊の促進に万博の機運醸成とあわせて取り組み、万博の成功並びに大阪の成長・発展につなげるため、府内全域で「大阪来てな！キャンペーン」を展開するとともに、万博会場で開催される「（仮称）大阪ウィーク（※1）」において、多くの万博来場者を惹きつけるイベントを実施します。

本事業は、令和6・7年度の2か年の業務とし、令和7年度においては、「大阪来てな！キャンペーン」は、万博会期を中心にイベント等を行うとともに、「（仮称）大阪ウィーク」でのイベントと連動し、相乗効果を発揮するよう一体的に取り組みます。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

（※1）（仮称）大阪ウィークについて

詳細は、別途配布する「（仮称）大阪ウィーク企画書類」及び大阪府・大阪市万博推進局「（仮称）大阪ウィーク実施にかかる企画調整及び実施運営等業務委託」のページ（下記 URL）を参照してください。

https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal_hattyuannkenn/banpakusuishin/0000620416.html

なお、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）等との調整により、実施時期や期間、内容は変更となる可能性があります。

1 委託業務名称

大阪来てな！キャンペーン並びに（仮称）大阪ウィークでのイベントの実施に係る企画・運営等業務委託

(1) 業務内容

別紙「大阪来てな！キャンペーン並びに（仮称）大阪ウィークでのイベントの実施に係る企画・運営等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(2) 委託上限額

2年総額 1,296,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（各年度の上限額）令和6年度：598,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和7年度：698,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※令和7年度は「（仮称）大阪ウィーク」でのイベント100,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）を含む。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 スケジュール

令和6年	4月8日(月)	公募開始
令和6年	4月12日(金)	説明会(インターネットによる動画配信)
令和6年	4月22日(月)	質問受付締切
令和6年	5月14日(火)	提案書類提出締切
令和6年	5月下旬頃	選定委員会(プレゼンテーション審査)
令和6年	6月上旬頃	契約締結・事業開始
令和8年	3月31日(火)	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近

- 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
- イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
- ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価を支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布方法

魅力づくり推進課ホームページからダウンロードしてください。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/kitena_osakaweek)

※窓口・郵送による配布は行いません。

なお、別途配布する「(仮称)大阪ウィーク企画書類」については、守秘義務に関する誓約書（様式10）を添えて、下記メールアドレスあてに申し込みいただくと、3営業日以内に誓約書に記載のメールアドレスあてに送付します。必ず、メールの件名に「(仮称)大阪ウィーク企画書類配布希望」と記載してください。誓約書送付先メールアドレス：

toshimiryoku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

イ 受付期限

令和6年5月14日（火）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

ウ 提出方法

書類は、「エ 受付・提出場所」に持参してください。

持参する際は、混雑を避けるため、事前に電話連絡をお願いします。

エ 受付・提出場所

大阪来てなキャンペーン実行委員会事務局 担当：生島、細谷、中村

(大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課 魅力推進・ミュージアムグループ)

住 所：〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー37階)

電話番号：06-6210-9302(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書(様式1:15部)

イ 企画提案書(様式2:正本1部、副本15部 ※別添仕様書に基づき作成)

*企画提案書を補足する資料については、様式自由

ウ 応募金額提案書(様式3:正本1部、副本15部)

エ 事業実績申告書(様式4:正本1部、副本15部)

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書(様式5:1部)

②共同企業体協定書(写し)(様式6:1部)

③委任状(様式7:1部)

④使用印鑑届(様式8:1部)

カ 誓約書(参加資格関係)(様式9:1部)

キ 事業実施体制の組織表(様式自由:正本1部、副本15部 ※各構成員の役割分担等が明示されているもの)

[添付書類](正本1部を提出してください。共同企業体すべての構成員分を提出してください。)

ク 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)

ケ ① 法人登記簿謄本(1部)

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

コ 納税証明書(各1部)(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)

① 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代え

ます。

- ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- サ 財務諸表の写し（正本1部、副本15部：最近3か年のもの、半期決算の場合は2期分×3か年）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
- ウ 副本は選定委員会での説明資料になります。提案内容を客観的かつ公正に審査するため、提案事業者が特定できる内容等（代表者、社章、所在地、電話番号等含む）が記載されている場合は、副本の当該箇所を黒塗りし提出してください。
- エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
＜記入例＞「大阪来てな！キャンペーン並びに（仮称）大阪ウィークでのイベントの実施に係る企画・運営等業務委託」提案書
株式会社〇〇（法人名）
- オ 書類提出後の差し替えは認めません（事務局が補正等を求める場合を除く）。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。
- キ 実現可能性を十分考慮した事業内容を提案してください。なお、本事業において、企画した提案を受託者の責めにより実行できない場合、来年度以降、本事業に加え、大阪府市が構成員である他の実行委員会の事業の企画提案審査において、減点対象となる場合があります。

5 説明会

本業務に関する説明会動画を次のとおり配信します。応募を検討している方はできる限り視聴してください。

(1) 配信期間

令和6年4月12日（金）午後2時から令和6年5月14日（火）午後1時まで

(2) 申込方法

大阪府行政オンラインシステムよりお申し込みください。

申込 URL :

<https://lgpos.task-asp.net/pr/270008/ea/residents/procedures/apply/39a341f6-5182-488b-bfb2-60776462a5d6/start>

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。人数制限はありません。

(3) 説明会への申込期限

令和6年5月14日（火） 午後1時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和6年4月22日（月）午後1時まで

(2) 提出方法

大阪府行政オンラインシステムで受け付けます。

質問受付 URL :

<https://lgpos.task-asp.net/pr/270008/ea/residents/procedures/apply/c472fae1-d9a4-46ca-a0da-a641e55a73eb/start>

(3) 質問の回答方法

受け付けた質問の内容及び質問に対する回答は、令和6年4月30日（火）中に、大阪府魅力づくり推進課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

https://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/kitena_osakaweek

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部有識者で組織する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の方法や日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
企画・運営	提案内容 <ul style="list-style-type: none"> ・大阪の観光資源の強みを生かし、インバウンドを含む広域からの集客力、話題性のある企画となっているか。 ・2か年を通し、適切なスケジュールの事業計画となっているか。 ・北摂・河内・泉州エリアについて、集客と周遊を組み合わせ、府内周遊につながる工夫がされているか。 ・「(仮称)大阪ウィーク」の企画は、万博来場者に大阪の魅力を効果的に発信するものとなっているか。また、「大阪来てな！キャンペーン」と連動性があり、万博来場者の府内各地への訪問意欲を喚起する工夫がされているか。 	35点
	実現性 <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容（場所や開催時期、出演者など）は実現可能で、具体性があるか。 ・提案内容は事業費全体の規模からみて妥当か。 ・集客・周遊見込みは妥当か。 	15点
旅行商品企画	<ul style="list-style-type: none"> ・集客力のある企画内容となっているか。 ・販売促進の方法やチャンネルは適切であるか。 	10点
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外からの集客・周遊を見込める2か年の広報計画となっているか。 ・あらゆる広報媒体を活用し、ターゲット等を明確にした効果的・効率的な広報戦略はあるか。 ・独自に作成予定の広報媒体や特設WEBサイトは魅力的か。 ・万博の機運醸成や盛り上げが期待できる工夫がなされているか。 	20点
運営体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を確実かつ円滑に遂行できる運営体制が確保されているか。 ・事業実施に必要な実行力（実績やノウハウ等）はあるか。 ・安定的な運営が可能となる財政基盤を有するか。 	15点
価格点	(価格点の算定式) 満点(5点) × 提案価格のうち最低価格 / 自社の提案価格 ※小数点以下は切り捨て	5点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を魅力づくり推進課ホームページ (https://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/kitena_osakaweek) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
- ② 全提案事業者の名称 *申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と実行委員会との間で協議を行い、契約を締結します。ただし、契約前に企画提案内容の主要な部分において実施できないことが判明した場合や契約を辞退した場合は、最優秀提案者と契約せず、次点者を契約交渉の相手方とすることがあります。
- (2) 契約金額の支払いについては、各年度精算払いとします。ただし、実行委員会との協議のうえ、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められる場合は、概算払をすることができるものとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、実行委員会は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。

以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は実行委員会が確実に認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は実行委員会が確実に認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は実行委員会が確実に認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

(8) 本業務は、2年間の契約となるため、令和6年末に、外部有識者で組織する事業者評価委員会を開催し、業務実績や進捗状況を評価することとします。受託者の業務実績や業務の進捗状況を踏まえ、当該受託者に継続して委託することが適当でないと事業者評価委員会が判断した場合、その評価内容を踏まえ、実行委員会は、業務委託契約書の規定にかかわらず、契約を解除できるものとします。なお、評価の基準については別途定めます。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。